

議案第 4 号

行政手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

行政手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(かすみがうら市公告式条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市公告式条例(平成 1 7 年かすみがうら市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「て、市長印を押さ」を削る。

第 5 条第 2 項中「、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と」を削る。

(かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 2 条 かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例(平成 1 7 年かすみがうら市条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項を削り、同条第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条第 3 項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第5号を第6項とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第11条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第4項を第5項とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

(かすみがうら市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 かすみがうら市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(かすみがうら市火入れに関する条例の一部改正)

第4条 かすみがうら市火入れに関する条例(平成17年かすみがうら市条例第121号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「よる申請書2通に、次の」を「次の」に改める。

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。